

エコタイヤ及び再生タイヤ導入促進助成金交付要綱

平成21年3月17日 制 定
令和 6年3月22日 最終改正

(目的)

第1条この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う環境対策の一環として、燃費の向上によるCO₂削減及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を図るため、転がり抵抗を大幅に削減したエコタイヤ及び製造段階で資源節約ができる再生タイヤの導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条助成の対象は、第3条に定めるエコタイヤ及び再生タイヤを新たに導入する会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

(助成対象品目)

第3条助成の対象となるエコタイヤは、燃費の向上に効果があり、転がり抵抗を大幅に削減したタイヤで、別表に定める製品とし、助成の対象となる再生タイヤは、各タイヤメーカーで再生タイヤと証明できる製品とする。
2 別表以外の製品で、メーカー又は販売店の資料等により同程度の機能を有すると認められるものについては、別途対象とすることができる。

(助成金の金額)

第4条助成金額は、事業者が当該年度に新たに導入・装着し支払いが完了したエコタイヤ及び再生タイヤ1本あたり3,000円(いずれも消費税及び地方消費税は含まない。)とし、1会員あたり30万円を限度とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条助成を希望する事業者は、別紙様式による「エコタイヤ及び再生タイヤ導入促進助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）に所定の書類を添付して、本会に請求するものとする。

(助成申請書の提出期限)

第6条前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月15日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条本会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは事業者に対し助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条事業者は、助成金交付対象のエコタイヤ及び再生タイヤ導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別に定める。

附則

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は、平成22年5月7日から施行する。(平成22年5月7日改正)

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月27日改正)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月27日改正)

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月23日改正)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月20日改正)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月22日改正)